

仲裁手続規則

施行 平成 七・四・一四
改正 平成 九・三・四
全部改正 平成一六・二・一七
改正 平成二〇・二・二六
平成二二・三・九
平成二二・九・一四
平成二六・六・一〇
平成二九・一・一〇
令和 三・一一・九

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)が行う仲裁手続及び和解手続に関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規則において「仲裁合意」とは、すでに生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争(以下合わせて「民事上の紛争」という。)の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人に委ね、かつ、その判断(以下「仲裁判断」という。)に服する旨の合意をいう。

2 この規則において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この規則において「仲裁手続」とは、仲裁廷が仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行うために仲裁センターが行う手続をいう。

4 この規則において「仲裁人予定者」とは、第五条に規定する手続により仲裁センター運営委員会(以下「委員会」という。)又は当事者が選任し、仲裁合意成立前に和解手続を指揮する者をいう。

5 この規則において「仲裁人等」とは、仲裁人又は仲裁人予定者をいう。

6 この規則において「仲裁手続等」とは、仲裁手続又は和解手続をいう。

7 この規則において「仲裁期日等」とは、仲裁期日又は和解期日をいう。

8 この規則において「仲裁等申立」とは、民事上の紛争を解決するために、仲裁センターに対し仲裁手続等の開始を申し立てることをいう。

9 この規則において「和解手続」とは、仲裁等申立後、仲裁センターが仲裁人等の指揮により行う当事者の互譲により民事上の紛争を解決することを目的とする手続をいう。

(規則の適用)

第三条 仲裁センターに対して仲裁判断を求める仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第十三条第五項による場合を含む。)があり、かつ、当事者が仲裁等申立を行った場合、この規則及び

第一東京弁護士会の定める仲裁手続等に関する規則は仲裁法における「当事者の合意」となる。

(仲裁機関)

第四条 仲裁センターにおける仲裁手続等は、次項に規定する場合を除いて、一人の仲裁人等がこれを行う。

2 次の事件は、二人又は三人の仲裁人等の合議体が行う。

一 委員会が相当と認めるとき。

二 当事者の明示の意思表示があり、かつ、委員会が相当と認めるとき。

3 二人又は三人の仲裁人等の合議体により仲裁を行う場合には、合議体の長を仲裁人等が互選する。ただし、当事者の選任による仲裁人等があるときは、委員会の選任した仲裁人等が長となる。

4 合議体の長は、仲裁期日等を指揮する。

(仲裁人等の選任)

第五条 一人の仲裁人等により仲裁手続等を行う場合には、仲裁センターに備え置かれた仲裁人候補者名簿に登録された仲裁人候補者(以下「仲裁人候補者」という。)から、委員会が仲裁人等を選任する。ただし、当事者が自ら仲裁人等の選任を希望するときは、仲裁人候補者から、当事者双方の合意により、仲裁人等を選任することができる。

2 二人又は三人の仲裁人等の合議体により仲裁手続等を行う場合にも、仲裁人等は、委員会が仲裁人候補者から選任する。ただし、自ら仲裁人等の選任を希望する当事者は、前項の仲裁人候補者から一名の仲裁人等を選任ことができ、その余の仲裁人等は委員会が仲裁人候補者から選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、当事者が仲裁人候補者以外の者から仲裁人等の選任を希望する等特別の場合においては、委員会は、当該事件に限り仲裁人等として適任者として判断した者を、特別仲裁人等を選任することができる。

(仲裁人等の辞任、解任)

第六条 仲裁人等は、正当な理由がある場合は、委員会の承認を得て、辞任することができる。

2 当事者は、合意により仲裁人等を解任することができる。

(守秘義務等)

第七条 仲裁期日等は非公開とする。

2 仲裁手続等はこれを秘密とし、委員会委員、仲裁人等、仲裁輔佐人並びに第一東京弁護士会の役員及び仲裁手続等に関与する職員は、仲裁手続等の存在、内容及び結果についてこれを開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、研究目的などのために、当事者名、係争物の具体的内容などを特定しない形で研究活動などにおいてこれを開示する場合は、この限りでない。

3 第二十二條第五項の規定により記録が開示される場合のほか、何人も、仲裁センターに対し、仲裁手続等に関する記録の開示を請求することができない。ただし、仲裁センターは、相当と認めるときは、当事者の申立てにより、仲裁手続等に関する事項の証明書を交付することができる。

(仲裁輔佐人の選任及び職務)

第八条 委員会は、当事者若しくは仲裁人の申出がある場合又は必要と認めた場合には、仲裁センターに備え置かれた仲裁輔佐人候補者名簿に登録された仲裁輔佐人候補者から、仲裁輔佐人を選任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事案の解決に必要なと認めた場合には、仲裁輔佐人候

補者以外の者を仲裁輔佐人に選任することができる。

3 仲裁輔佐人は、仲裁人等の指示により次に掲げる職務を行う。

- 一 仲裁期日等の立会い
- 二 仲裁人等の指示する事項(事実、法令、判例等)の調査
- 三 仲裁人等に対する意見の具申
- 四 前各号に掲げるもののほか、仲裁人等が必要と認める事項
(事務局)

第九条 仲裁手続等に関する事務は、仲裁センター事務局が行う。

(書面をもってする通知等)

第十条 仲裁手続等に必要事項の通知は、仲裁センターが、口頭、書面その他適宜な方法により行うことができる。ただし、第十七条、第三十二条第一項、第三十五条第四項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十四条第四項及び第四十五条第二項の通知を郵便で行う場合には、配達証明書付書留郵便又はこれに準ずる方法をもって行う。

2 前項を除くほか、仲裁手続における通知を書面によってするときは、仲裁法第十二条の規定による。

(書面等の提出)

第十条の二 当事者は、仲裁センター又は仲裁人等が相当と認める場合には、仲裁センターに提出する書面又は証拠書類の写し(以下「書面等」という。)を、持参、郵送、ファクシミリによる送信又はワードファイル、PDFファイルその他の電子データを電子メールに添付して送付する方法により提出することができる。持参及び郵送以外の方法により提出された場合、仲裁人等は、当該書面等の原本又はその写しの提出を求めることができる。

第二章 仲裁等申立

(仲裁等申立)

第十一条 仲裁等申立を行うには、申立人において、申立手数料を納付し、次の書類を仲裁センターに提出しなければならない。

- 一 仲裁等申立書
- 二 当事者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
- 三 当事者間に仲裁合意の書面があるときは、その書面

2 申立人は、仲裁等申立の理由を基礎づける証拠書類があるときは、できる限り速やかにその証拠書類の写しを仲裁センターに提出しなければならない。

(仲裁等申立書の記載事項及び提出書類)

第十二条 仲裁等申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 仲裁等申立の趣旨
- 三 仲裁等申立の理由及び立証方法

2 仲裁等申立書及び証拠書類の写しの提出通数は、仲裁センター又は仲裁人等の定めるところによる。

(仲裁等申立の受理)

第十三条 仲裁センターは、仲裁等申立が前二条の要件を満たしているときは、これを受理する。

第三章 仲裁手続

(仲裁手続の開始)

第十四条 仲裁手続は、当事者の仲裁合意書の提出があったときに開始し、本章の定めるところにより行う。ただし、本章に定めのない事項については、仲裁法の規定に従い、同法に定めのない事項については、仲裁廷が任意に定めるところにより、これを行うことができる。

2 前項の仲裁合意書については、仲裁法第十三条第二項から第五項の規定を準用する。

(仲裁廷の責務)

第十五条 仲裁廷は、この規則その他の仲裁に関する規則に従い、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

(仲裁地)

第十六条 本仲裁手続の仲裁地は東京都又は仲裁廷が指定する地とする。

2 仲裁廷は、前項の規定にかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

- 一 合議体である仲裁廷の評議
- 二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
- 三 物、文書又は場所等の見分

(仲裁人選任等の通知)

第十七条 仲裁センターは、仲裁手続開始後、速やかに、相手方に対しては申立人が仲裁手続の開始を申し立てたこと、申立人及び相手方に対しては仲裁人の氏名(弁護士であって、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)、第一回仲裁期日の日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、第四十三条第三項の規定により和解手続から仲裁手続に移行した場合で、かつ、仲裁人予定者が仲裁人となった場合を除く。

(仲裁人の忌避)

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人の忌避の申立をすることができる。

- 一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。
- 二 次に掲げる事由のほか、仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - イ 仲裁人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - ロ 仲裁人が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあったとき。
 - ハ 仲裁人が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - ニ 仲裁人が事件について証人又は鑑定人となったとき。

ホ 仲裁人が事件について当事者の代理人又は保佐人であるとき又はあったとき。

2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。

3 第一項の申立をしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は同項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁センターに提出しなければならない。

4 仲裁センターは、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避に理由があるとする決定をしなければならない。

(仲裁人の利害関係情報の開示)

第十九条 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

2 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実(既に開示したものを除く。)の全部を遅滞なく開示しなければならない。

(暫定措置又は保全措置)

第二十条 仲裁廷は、当事者の一方の申立により、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

(答弁書の提出)

第二十一条 仲裁廷は、相手方に対して、第一回仲裁期日までに答弁書の提出を命ずることができる。ただし、仲裁法附則第三条第三項の申立の場合を除く。

2 前項の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称
- 二 事件番号
- 三 答弁の趣旨
- 四 答弁の理由及び立証方法

3 相手方は、答弁の理由を基礎づける証拠書類があるときは、できる限り速やかにその証拠書類の写しを仲裁廷に提出しなければならない。

(審理)

第二十二条 仲裁廷は、仲裁期日において、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施する。

2 仲裁センターは、特別の事情がない限り、仲裁期日の七日前までに、当事者に仲裁期日の日時及び場所を通知しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者同席のうえ口頭審理を行う。ただし、仲裁廷が相当と認めるときは個別に行うことができる。

4 仲裁廷は、仲裁期日において証拠を取り調べ、必要と認められる場合には、当事者の申立又は職権をもって証人若しくは鑑定人等を取り調べ、又はその他の調査を行うことができる。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の

内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

6 仲裁廷は、事案が仲裁判断をするに熟したときは、審理の結了を宣言しなければならない。

7 仲裁廷は、審理の結了を宣言した後であっても、必要と認めた場合には、審理を再開することができる。

(不熱心な当事者がいる場合の扱い)

第二十三条 仲裁廷は、申立人が申立の趣旨、申立の理由、その他仲裁廷が求める事項についての陳述を怠り、又は申立を基礎づける証拠の提出に応じない場合には、仲裁手続の終了決定をすることができる。

2 仲裁廷は、当事者が適式な仲裁期日の通知を受けているにもかかわらず仲裁手続に出頭しない場合であっても、仲裁期日を開催することができる。

3 仲裁廷は、次に掲げる場合には、その時まで収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

一 第一項の場合において、仲裁手続の終了決定をしないとき。

二 相手方が申立に対する自己の主張、その他仲裁廷が求める事項についての陳述を怠り、又は自己の主張を基礎づける証拠の提出に応じないとき。

三 一方の当事者が仲裁期日に出頭しないとき。

(利害関係人の参加)

第二十四条 仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者双方の同意を得て、利害関係人の手続への出席を許可し、又はこれを求めることができる。

(鑑定)

第二十五条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分することができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問すること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述させること。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第二十六条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立をすることができる。

2 当事者が前項の申立をするには、仲裁廷の同意を得なければならない。

(調書)

第二十七条 仲裁廷は仲裁期日ごとに期日調書を作成し、仲裁人がこれに署名捺印しなければならない。

い。

2 前項の期日調書には期日の種類、日時、場所、出頭者の氏名(弁護士であつて、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)及び審理の概要を記載する。

3 関係者の供述を録音したときは、別に定める期間当該録音テープを保存する。

(和解及び和解勧誘)

第二十八条 当事者は、仲裁手続開始後であっても、和解によって紛争を解決することができる。

2 仲裁廷は、仲裁手続の進行の程度を問わず、当事者の承諾のある場合には、紛争の全部又は一部につき和解を試みることができる。

3 前項の承諾及びその撤回は書面によることを要しない。

4 仲裁廷は、第二項の承諾及びその撤回のあったことを期日調書に記載しなければならない。

(仲裁判断等の方式)

第二十九条 合議体による仲裁を行う場合、仲裁手続に関する事項及び仲裁判断は、合議を経たうえ、合議体構成員の過半数による採決により行う。ただし、可否同数の場合は合議体の長の決するところによる。

(仲裁判断書の作成及び記載事項)

第三十条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名捺印しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名捺印し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。

2 前項の仲裁判断書には、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号の仲裁手数料のうち、成立手数料を除く部分については、仲裁人の判断により記載しないことができ、第四号については、当事者がこれを記載することを要しない旨合意している場合は記載しない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所

二 主文

三 仲裁手数料の負担割合

四 判断の理由

五 作成年月日

六 仲裁地

(和解における合意を内容とする決定)

第三十一条 仲裁廷は、仲裁手続開始後、第二十八条の規定により当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立があるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3 第一項の決定をするには、前条の規定(第二項第四号を除く。)に従って決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断である旨の表示をしなければならない。

(仲裁判断の通知)

第三十二条 仲裁廷は、仲裁判断の通知を、各当事者に書面をもって通知する方法により行う。

2 前項の書面は、仲裁判断書の写しとし、これに仲裁人が署名するものとする。

3 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

(申立の変更)

第三十三条 申立人が申立の変更又は追加をする場合には、仲裁廷の承認を得なければならない。

(反対請求)

第三十四条 相手方は、審理終了前に限り同一の事件から生ずる反対請求の申立を行うことができる。

2 前項の反対請求は、特別の事情がない限り、申立人の申立にかかる仲裁事件と併合して審理する。

3 反対請求の申立については、第十一条第一項第一号、同条第二項、第十二条、第十三条及び前条の規定を準用する。

(仲裁手続の終了)

第三十五条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する。

2 仲裁廷は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一 申立人がその申立を取り下げたとき。ただし、相手方が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について相手方が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき。ただし、第三十一条第一項の決定があった場合を除く。

四 仲裁法第二十三条第四項第二号の規定による場合

五 仲裁合意が無効であり、取り消され、又は解除されたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、仲裁廷が仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

3 仲裁廷は、第二十三条第一項の規定によるほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をすることができる。

一 当事者が仲裁期日に出頭しないとき。

二 当事者が仲裁人の仲裁指揮に従わないとき。

三 当事者が期日までに定められた費用を納付しないとき。

四 事案が仲裁に適しないと認めたとき。

4 前二項の場合、仲裁廷は、当事者に対し、速やかに、仲裁手続が終了したことを通知する。

(仲裁等申立の却下)

第三十六条 仲裁センターは、仲裁廷が構成される前であっても、仲裁付託が相当でないと判断したときは、仲裁等申立を却下し、仲裁手続を終了させることができる。

2 前項の場合、仲裁センターは、当事者に対し、速やかに、仲裁手続が終了したことを通知する。ただし、第十七条の通知が相手方に発送される前は、申立人に対してのみ通知をする。

第四章 和解手続

(和解手続の開始)

第三十七条 和解手続は、仲裁等申立がなされ仲裁合意書の提出のない場合に開始し、本章の定めるところにより行う。

2 和解手続について本章に規定のない場合、その性質に反しない限り第三章の規定(第十九条の規

定を除く。)を準用する。

(和解手続の進行)

第三十八条 和解手続は、仲裁人予定者がこれを行う。

2 仲裁センターは、和解手続開始後、速やかに、相手方に対しては申立人が和解手続の開始を申し立てたこと、申立人及び相手方に対しては仲裁人予定者の氏名(弁護士であって、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)、第一回和解期日の日時及び場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 仲裁センターは、前項の通知とともに、相手方に対し、和解手続の実施を依頼するか否かを確認するための書類を送付する。

4 仲裁人予定者は、この規則に従い、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

(和解期日)

第三十九条 和解期日は、当事者双方出頭のもとに仲裁センターにおいて、開催する。ただし、仲裁人予定者が相当と認めるときは、当事者の一方が出頭しなくとも和解期日を開催することができる。

2 仲裁人予定者は、現場の見分その他事案の解決に必要があると認める場合には、相当と認める場所において和解期日を開催することができる。

3 仲裁センターは、特別の事情がない限り、和解期日の七日前までに当事者に和解期日の日時及び場所を通知しなければならない。

(事情の聴取)

第四十条 仲裁人予定者は、和解期日において事案の内容及び当事者の主張を聴取するものとし、当事者は、各自の主張及び証拠を書面又は口頭で申述又は提出する。

2 仲裁人予定者は、当事者の主張を整理し、又は事案を検討するために必要と認める場合には、当事者にその主張を書面で申述するよう命じることができる。

(和解手続の期間)

第四十一条 仲裁人予定者は、三回以内の期日で事情の聴取を終了し、当事者に対して和解案を提示するものとする。ただし、事案が複雑である場合、多数当事者の関与する事案である場合その他の理由がある場合はこの限りでない。

(和解契約の成立)

第四十二条 当事者間に和解が成立したときは和解契約書を作成し、仲裁人予定者はこれに署名捺印する。

2 和解契約書は、当事者数に仲裁センター保管分を加えた通数作成することとし、当事者の事情により仲裁人予定者が相当と認めたときにはこれを増減できる。

3 仲裁人予定者は、和解契約の内容及び成立手数料の負担割合に関する定めを和解契約書に記載しなければならない。

4 前三項の手続が終了したときに、和解手続は、終了する。

5 和解契約書は、各当事者に対し、直接交付又は配達証明書付書留郵便により送付する。

(オンライン期日における特則)

第四十二条の二 仲裁センター規則第十五条第三項に規定する方法により和解期日を開催した場合、前条第一項の規定にかかわらず、仲裁人予定者が相当と認め、かつ当事者全員が同意するときは、仲

裁人予定者は、和解契約書原本の作成に代えて、和解契約書の写しに当事者が署名捺印した書面の画像データを提出させる等、仲裁人予定者が相当と認める方法によって当事者の意思確認を行い、和解を成立させることができる。

2 前項の場合において、仲裁人予定者は、成立した和解内容を記載した期日調書を作成して署名捺印し、これを仲裁センターに保管する。

3 前項の期日調書は、各当事者に対し、仲裁人予定者が相当と認める方法で送付する。

(仲裁合意の成立による和解手続の終了)

第四十三条 当事者は、和解手続中のいずれの時点においても、仲裁合意を行い、仲裁センターに対して仲裁手続への移行を求めることができる。

2 仲裁人予定者は、和解手続中のいずれの時点においても、当事者に対して仲裁判断を求める意思があるか否かを確認し、これに基づく仲裁合意書の作成、提出要請等必要な措置を採ることができる。

3 和解手続中に当事者間の仲裁合意書が仲裁センターへ提出された場合(仲裁法第十三条第五項による場合を含む。)、和解手続は終了して仲裁手続に移行する。

4 前項により仲裁手続に移行した場合、当事者から特段の異議がない限り、仲裁人予定者が仲裁人となる。

5 当事者は、和解手続における主張及び証拠を、仲裁手続においても維持することができる。

6 仲裁人は、当事者が前項により主張や証拠を維持する場合、仲裁判断のため必要と認めた場合には、当事者に書面その他必要な形態による再提出を命じることができる。

(和解契約成立によらない和解手続の終了)

第四十四条 仲裁人予定者は、次の各号の事由のいずれかがある場合には、和解不成立として和解手続を終了させることができる。

一 当事者が和解期日に出頭しないとき。

二 当事者双方又は一方が和解による解決を望まないことが仲裁人予定者において確認されたとき。

三 当事者が仲裁人予定者の指揮に従わないとき。

四 当事者が仲裁手数料その他の費用を定められた期日に納付しないとき。

五 事案が和解に適しないと認めたとき。

2 申立人が申立を取り下げるときには、書面をもって行わなければならない。

3 前項の規定により申立が取り下げられた場合、和解手続は終了する。

4 第一項及び前項の規定により和解手続が終了した場合、仲裁センターは、当事者に対し、速やかに、和解手続が終了したことを通知する。

(仲裁等申立の却下)

第四十五条 仲裁センターは、仲裁等申立後であっても、和解手続が相当でないと判断したときは、仲裁等申立を却下し、和解手続を終了させることができる。

2 前項の場合、仲裁センターは、当事者に対して、速やかに、和解手続が終了したことを通知する。ただし、第三十八条第二項の通知が相手方に発送される前は、申立人に対してのみ通知をする。

第五章 仲裁手数料

(仲裁手数料)

第四十六条 当事者は、仲裁センターに対し、別に定める仲裁手数料規則により仲裁手数料を支払わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十六年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に開始した仲裁手続等については、なお従前の例による。

附 則

第十条から第十三条まで、第二章の章名、第二章を第三章とする改正規定、第十七条、第十八条第一項第二号、第三十四条第三項、第三十五条第四項、第三十六条第二項、第三章を第四章とする改正規定、第三十八条第二項から第四項まで、第四十二条第五項、第四十四条第二項から第四項まで、第四十五条第二項及び第四章を第五章とする改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

第七条第三項及び第二十二条第五項から第七項までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十二年三月十八日)から施行する。

附 則

第十七条、第二十七条第二項及び第三十八条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則

第三十七条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十六年六月十九日)から施行する。

附 則

1 第五条第一項及び第八条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十九年一月十九日)から施行する。

2 第八条の改正規定の施行の際現に選任されていた仲裁輔佐人は、改正後の第八条の規定により選任された仲裁輔佐人とみなす。

附 則

第十条の二(新設)、第四十二条第一項及び第四十二条の二(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。